

## 重要事項説明書（法人のお客さま【高圧・特別高圧】 ModuleX 電気）

本書では、株式会社 モデュレックス エナジーイノベーションズが、株式会社 UPDATER（以下「当社」といいます。）の電気事業法上の代理事業者として、お客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。詳しくは当社電気需給約款をご確認願います。なお、本書と電気需給約款とで記載が異なる場合は、本書記載の内容を優先するものとします。

### 1. 小売電気事業者 及び 代理事業者

小売電気事業者：株式会社 UPDATER（旧社名：みんな電力株式会社）（登録番号 A0055）

東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-22 サンタワーズセンタービル 8 階

代理事業者：株式会社 モデュレックス エナジーイノベーションズ

東京都渋谷区恵比寿南 1-18-3

代理業務：サービスの説明、重要事項の説明、契約申込書の受付対応、代理事業者としてお客さまとの契約締結、お客さまの問い合わせ対応、及びこれらに付随する書面交付

### 2. 問合せ先および受付時間

小売電気事業者：株式会社 UPDATER

電話：03-6277-5441（平日 10 時～17 時）

問合せフォーム：<https://minden.co.jp/biz/bizcustomer>

代理事業者：株式会社 モデュレックス エナジーイノベーションズ

電話：03-5720-6930（平日 10 時～17 時）

問合せフォーム：[info@modulex-ei.jp](mailto:info@modulex-ei.jp)

### 3. 契約申込方法

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約電力、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

### 4. 供給開始予定日

(1) 供給開始予定日は、原則として、申込書または契約書に記載された日といたします。

(2) 当社は、天候または一般送配電事業者もしくは当社の需給契約提供準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 5. 料金単価および料金算定方法

- (1) 料金は、基本料金、従量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、季時別スタンダード、季時別再エネ 100 および季時別プレミアム RE100 の従量料金は電源調達費調整額を加えたものといたします。
- (2) 基本料金、従量料金単価は、申込書または契約書に定める単価といたします。
- (3) 電源調達費調整単価は、毎月、当社ホームページにてお知らせいたします。
- (4) Green Direct スタンダード・Green Direct 再エネ 100・Green Direct プレミアム RE100 の従量料金は、JEPX スポット価格(※)に連動するため、市場価格が下落した場合には電気料金が低減し、市場価格の高騰時には電気料金が高額となる可能性があります。

※ JEPX スポット価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、当該一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマ毎のエリアプライスを指します。

## 6. 工事に関する費用負担

一般送配電事業者から、託送供給約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費の精算金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。

また、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

## 7. 延滞利息

お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受ける場合があります。詳細は、電気需給約款 第 24 条（延滞利息）をご参照ください。

## 8. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、電気需給約款にもとづき、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で解約される場合には、違約金として解約翌月から契約期間満了までの期間の契約基本料金の 1.5 倍に相当する金額を原則として申し受けます。ただし、特別高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）、高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）については、2 カ月前までにお客さまから当社に終了期日を通知した場合は、違約金は不要といたします。
- (3) 原則として、高圧で契約電力が 500 キロワット以上または特別高圧の場合(協議制)のお客さまが、お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で契約電力を減少される場合には、違約金として契約電力変更月から契約期間満了までの期間の契約電力減少分基本料金の

1.5 倍に相当する金額を申し受ける場合があります。ただし、特別高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）、高圧電力（Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）については、2 カ月前までにお客さまから当社に契約電力減少を通知した場合は、違約金は不要といたします。

#### 9. 契約電力の値または決定方法

- (1) 原則として、高圧で契約電力が 500 キロワット以上または特別高圧の場合(協議制)の契約電力は、原則として、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

契約電力をこえて電気を使用された場合には、再度お客さまとの協議によって契約電力を変更させていただく場合があります。

- (2) 原則として、高圧で契約電力が 500 キロワット未満の場合(実量制)の契約電力は、原則として、その 1 ヶ月の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

#### 10. 供給電圧および周波数

- (1) 供給電圧は、高圧の場合は標準電圧 6,000 ボルトとし、特別高圧の場合は標準電圧 20,000 ボルト以上といたします。

- (2) 周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

#### 11. 計量方法および料金調定の方法

- (1) 当社は、一般送配電事業者が計量した電力量をもとに電気料金を計算いたします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、一般送配電事業者とお客さまとの協議により使用電力量を定めます。

- (2) 料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間を「1 月」として算定いたします。ただし、新たな電気の供給開始や需給契約の解約等の場合には、電気需給約款にもとづき日割計算いたします。

#### 12. 料金等の支払方法

料金については毎月、一般送配電事業者から請求される工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。

#### 13. 託送約款に定める需要家の責任に関する事項

- (1) お客さまの土地または建物への立ち入りによる業務の実施

計量器の確認や法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者またはその委託事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (2) 保安に対するお客さまの協力

お客さまが次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。

- ・ 電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状もしくは故障があり、または生じる恐れがある場合
- ・ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または生じる恐れがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(3) 供給の中止または使用の制限もしくは中止

一般送配電事業者が定める託送供給約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

- ・ 一般送配電事業者およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
- ・ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- ・ その他保安上の必要がある場合

14. 契約期間

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する3月の検針日の前日まで（3月の検針日が1日の場合は3月末日まで）といたします。
- (2) 契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、通知した条件で自動延長されるものとします。なお、当該通知は原則毎年12月末日までに通知いたします。

15. 契約変更および解除の申出方法

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) お客さままたは当社が本約款にもとづく需給契約を終了する場合は、あらかじめその終了期日を定めて、2ヶ月前までに相手方に通知することで需給契約を終了できるものといたします。ただし、契約期間途中の解約については、8（2）に定める違約金を支払っていただきます。

16. 当社からの契約変更および解除

支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合等、お客さまが当社の電気需給約款に違反した場合には、当社から電気の需給契約を解約させていただく場合があります。

17. 「再エネ100」・「プレミアム RE100」の電力の特徴

(1) 再エネ100

再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。

(2) プレミアム RE100

RE100 基準に適合した再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、RE100 基準に適合した再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHG プロトコル新基準にて検討されている時間単位での再エネ供給（アフリーマッチング）も実施いたします。

※ この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われていません。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。

#### 18. 他の小売電気事業者から当社への切り替え

他の小売電気事業者から当社への切り替えにあたり、現在のご契約内容によっては解約に伴う違約金が請求される等の不利益事項が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

#### 19. 需給契約の変更

当社は、電気需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款の内容およびその効力発生時期を Web サイトまたは電子メール等の電磁的方法でお知らせいたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。

#### 20. その他

電気使用量および電気料金のお知らせ、電気需給約款、契約締結前の供給条件等の各種説明、契約締結後の契約条件、通知書面等は、書面での交付に代えて、Web サイトまたは電子メール等の電磁的方法により交付いたします。

以上